【 料 金 表 】

（介護保険・医療保険）

利用者：　　様

有限会社ヤマサキケアネット

訪問看護ステーション凛

１　利用料金 【 介 護 保 険 】

＊ 介護保険の給付範囲を超えたサービス利用については全額自己負担となります。
＊ それぞれの負担割合により算定いたします。
＊ 法定利用料が改定される場合は、別途書面でお知らせの上ご説明いたします。

≪訪問看護≫　　（尼崎市：１単位＝10.7 円）

所要時間	請求書の表示	基本　単位
20 分未満	訪看Ｉ１	３１４単位
30 分未満	訪看Ｉ２	４７１単位
30 分以上１時間未満	訪看Ｉ３	８２３単位
１時間以上１時間 30 分未満	訪看Ｉ４	１，１２８単位

≪予防訪問看護≫

所要時間	請求書の表示	基本　単位
20 分未満	予訪看Ｉ１	３０３単位
30 分未満	予訪看Ｉ２	４５１単位
30 分以上１時間未満	予訪看Ｉ３	７９４単位
１時間以上１時間 30 分未満	予訪看Ｉ４	１，０９０単位

≪訪問リハビリテーション≫

＊１回の訪問につき、４０分の訪問リハビリテーション実施を標準としています。

＊請求書明細の記載例：１回の訪問は、２０分×２回 と計算いたします。
月に５回訪問した場合は『 訪看Ｉ５　１０回 』と記載されます。

＊利用開始日の属する月から１２月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、
１回につき５単位減算となります。

	請求書の表示	所要時間（４０分）
訪問リハビリテーション	訪看Ｉ５	(２０分)２９４単位 × ２回
予防訪問リハビリテーション	予訪看Ｉ５	(２０分)２８４単位 × ２回

○ 早朝・夜間・深夜　加算

早朝（午前6時～8時）	上記料金に対して２５％加算になります
夜間（午後6時～10時）	
深夜（午後10時～午前6時）	上記料金に対して５０％加算になります

○ その他　加算

加　算　項　目		単位	
初回加算（初回月）		（Ⅰ）３５０単位 ※1	（Ⅱ）３００単位 ※2
緊急時訪問看護加算　（月１回）　※3		（Ⅰ）６００単位 ※4	（Ⅱ）５７４単位 ※5
特別管理加算（Ⅰ）　（月１回）　※6		５００単位	
特別管理加算（Ⅱ）　（月１回）　※7		２５０単位	
長時間訪問看護加算（1回につき）　※8		３００単位	
複数名訪問加算（1回につき）	所要時間30分未満の場合	２５４単位	
	所要時間30分以上の場合	４０２単位	
看護体制強化加算（月１回）※9	訪問看護	（Ⅰ）５５０単位	（Ⅱ）２００単位
	予防訪問看護	１００単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）(1回につき)		6単位	
退院時共同指導加算		６００単位	
ターミナルケア加算		2,５００単位	
介護職員等処遇改善加算　※１０		ご利用総単位数×1.8%	

※1　初回の訪問が、退院日・退所日の場合。
※2　初回の訪問が、※1以外の場合。
※3　ご契約の方は２４時間対応いたします。
※4　事業所が、夜間対応する看護師の負担軽減のための取り組みを行っている場合。
※5　算定要件が満たされた場合は、（Ⅰ）へ変更されます。
※6　気管カニューレ・留置カテーテル等を使用している状態にある方
※7　在宅酸素・人口肛門・重度の褥瘡等の状態にある方
※8　特別管理加算対象者で訪看Ⅰ4の訪問が位置づけられている利用者に対して1時間３０分以上の訪問看護を実施した場合
※9　当ステーションの算定要件の達成状況により、「Ⅰ」「Ⅱ」「算定なし」は変更されます。
※10　ひと月のご利用総単位数が3,000単位の場合、3,000単位×1.8%＝54単位となります。

２　利用料金【　医 療 保 険　】

＊ 健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合により算定します。
＊ 法定利用料が改定される場合は、別途書面にてお知らせの上ご説明いたします。

【医療保険での訪問看護が利用できる方】

○ 介護保険の対象でない（非該当）方

○ 介護保険の対象の方でも、次の場合は自動的に介護保険から医療保険への適用となります。

- 厚生労働大臣が定める疾病等の場合（特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等）
- 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合
- 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

◆ 訪問看護基本療養費・管理療養費（１日あたり）

項目	詳細		料金	利用者負担		
				１割	２割	３割
【訪問看護基本療養費Ⅰ】 看護師	週３日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週４日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
理学療法士			5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
【訪問看護基本療養費Ⅱ】 看護師　（同一建物１日２人まで）	週３日まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週４日以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
理学療法士（同一建物１日２人まで）			5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
【訪問看護基本療養費Ⅱ】 看護師　（同一建物１日 3～9 人まで）	週３日まで		2,780 円	278 円	556 円	834 円
	週４日以降		3,280 円	328 円	656 円	984 円
理学療法士（同一建物１日 3～9 人まで）			2,780 円	278 円	556 円	834 円
【訪問看護基本療養費Ⅲ】 （入院中の外泊時における訪問）	１日につき		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
【精神科訪問看護基本療養費Ⅰ】	週３日まで	30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週４日以降	30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
【精神科訪問看護基本療養費Ⅱ】 （同一建物１日２人）	週３日まで	30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
	週４日以降	30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円

【精神科訪問看護基本療養費Ⅲ】 （同一建物１日 3～9 人）	週３日まで	30 分以上	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		30 分未満	2,130 円	213 円	426 円	639 円
	週４日以降	30 分以上	3,280 円	328 円	656 円	984 円
		30 分未満	2,550 円	255 円	510 円	765 円
【精神科訪問看護基本療養費Ⅳ】 （入院中の外泊時における訪問）	・入院中２回算定 (末期悪性腫瘍、特別管理加算対象者) ・入院中１回限り（上記以外）		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
【訪問看護管理療養費】	月の初日		7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	月の２日目以降(1 日につき)		3,010 円	301 円	602 円	903 円

◆ 加算

項　　目			料　金	利用者負担		
				１割	２割	３割
【難病等複数訪問看護加算】 厚生労働大臣が定める疾患 特別訪問看護指示期間	１日２回		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	１日３回以上		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
【緊急訪問看護加算】	１日あたり　１４日目まで		2,650 円	265 円	265 円	795 円
【精神科緊急訪問看護加算】	１日あたり　１５日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
【長時間訪問看護加算】(90 分を超える) 【長時間精神科訪問看護加算】(　同上　) 特別管理加算、特別訪問看護指示書期間の対象者のみ	１日／週		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
【複数名訪問看護加算】 看護師等＋イ、ロ、ハ、ニ ◆看護師等 看護師、理学療法士 ◆その他職員 看護師等又は看護補助者	(イ)看護師等（週１回)		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	(ロ)准看護師（週１回)		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	(ハ)その他職員（週３回)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
	(ニ) その他職員	１日１回	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		１日２回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
		１日３回以上	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
【複数名精神科訪問看護加算】	①　看護師２人　１回／１日		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	２回／１日		9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	３回以上／１日		14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円
	②　看護師と准看護師1回／1日		3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	２回／１日		7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
	３回以上／１日		12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円

【退院時共同加算】 入院・入所中に主治医と連携し在宅療養について指導を行う場合	初日もしくは２回目の訪問日に加算		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
＋特別管理指導加算	同上		2,000 円	200 円	400 円	600 円
【退院支援指導加算】 退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合	２回目の訪問日に加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
＋長時間加算	同上		2,400 円	240 円	480 円	720 円
【24 時間対応体制加算】 常時電話相談等対応、必要に応じた緊急時訪問看護を行う場合	１月あたり	Ⅰ（2 頁※4 同様）	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		Ⅱ（2 頁※5 同様）	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
【特別管理加算】 厚生労働大臣が定める状態にある場合	１月あたり	Ⅰ（重症度高い）	5,000 円	500 円	1、000 円	1,500 円
		Ⅱ	2,500 円	250 円	500 円	750 円
【夜間・早朝訪問看護加算】	１回につき		2,100 円	210 円	420 円	630 円
【深夜訪問看護加算】	１回につき		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円

その他加算項目		料　金	利用者負担		
			１割	２割	３割
訪問看護医療ＤＸ情報活用加算	月１回	50 円	5 円	10 円	15 円
訪問看護情報提供療養費	月１回	1,500 円	150 円	300 円	450 円
在宅患者緊急時等カンファレス加算	月２回まで	2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	死亡月　１回	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ベースアップ評価料（Ⅰ）	月１回	1,050 円	105 円	210 円	315 円
訪問看護物価対応料１	月の初日	60 円	6 円	12 円	18 円
	月の２日目以降(1 日につき)	20 円	2 円	4 円	6 円

３　その他の利用料

◇交通費について

・０円（無料）　訪問に伴う交通費はいただきません。

◇エンゼルケア（ 死後のケア ）について

エンゼルケア料金（死後の処置料）１５，０００円(税込)です。

医療器具の抜去及び抜去後の処置など看護ケア以外に、全身清拭や着衣の装着、容姿を整えるなどのご希望があればご相談ください。

◇キャンセル料について

利用者様の都合によりサービスの利用を中止される場合は、訪問予定日の前日午後５時３０分までにご連絡ください。

・期限までにご連絡をいただいた場合：無料

・期限以降のご連絡、無断キャンセルの場合：当該訪問看護費(基本報酬)の１割相当額をお支払いいただく場合があります。

※体調不良による急な入院など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

※訪問日時の変更をご希望される場合も、訪問予定日の前日午後５時３０分までにご連絡ください。

※生活保護受給者の方（介護扶助・医療扶助の対象者）については、公費の対象外となるため、原則として金銭によるキャンセル料の徴収は行いません。
ただし、正当な理由のない無断キャンセルや、度重なる自己都合による直前キャンセルが発生した場合は、担当のケースワーカー及びケアマネージャーへ速やかに報告し、今後の適切なサービス利用に向けて協議するものとします。

◇衛生材料費について

訪問看護の際に使用する衛生材料（ガーゼ、テープ等）は、原則としてご利用者様・ご家族様にてご用意をお願いしております。

ご利用者様の希望又は状態に応じて、処置に使用する衛生材料や日常生活用品（お薬カレンダー、キーボックス等）を当ステーションから提供する場合、その費用は実費（購入相当額）にてご負担いただきます。

※事前にご説明し、ご同意をいただいた上でご請求いたします。

※ご利用者様の居宅において、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担とします。

◇訪問看護記録等の複写料（１枚につき）：５０円

４　利用料金などのお支払方法

月末締めとし、翌月１５日頃までに請求書（ご利用明細記載）をお渡ししますので、あらかじめ指定された方法でお支払いください。

お支払い方法は、現金集金・口座振替(銀行２７日振替・郵便局２０振替)の中からご契約時に選んで頂きます。途中変更も可能です。

※初回のお引き落としは手続きの都合上、複数月分をまとめてお振替させていただく場合がございます。予めご了承ください。

※初回月でサービス終了の場合や口座凍結されている場合などは、お振込み（手数料利用者様負担）・ご持参も対応しておりますのでご相談ください。

＊介護保険適用の場合であっても、保険料滞納などによって、事業者に保険納付金が支払われない場合があります。その場合、介護保険適用外の料金をいただいて「訪問看護のサービス提供証明書」を発行いたします。この「訪問看護のサービス提供証明書」を、後日役所の窓口に提出し、差額の払い戻しを受けてください。